委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月19日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事·市区町村等		•
	○知事	•	市区町村長等
2. 都道府県名		東京都	
3. 市区町村名		杉並区	
4. 届出番号		26	
5. 独自利用事務の事例番 号		67-3	
6. 独自利用事務の対象者		障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年10月19日		
8. 保護評価の実施の有無	2:無		•
9. 評価書番号			
10. 保護評価書の名称			
11. 保護評価書のURLリンク			
12. 委任関係			•

執行機関名 杉並区長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①		杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 14の 5
の該当部分		心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する事務であって規則 で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号) 第1条	杉並区リフト付タクシー事業実施要綱(平成4年4月9日杉厚障発第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	養手当を支給し、(精神又は身体に重度の障害を有する児童)に障害児福祉手当を支給するとともに、(精神又は身体に著しく重度の障害を有する者)に特別障害	第1条 この要綱は、心身障害者の(社会生活の利便と自立した生活の支援を図る)ため、(歩行困難な心身障害者)(以下「障害者」という。)が車いすやストレッチャー(移動寝台)に乗ったまま乗降できる車両(以下「リフト付タクシー」という。)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和47年9月28日規則第39号) 杉並区リフト付タクシー事業実施要綱(平成4年4月9日杉厚障発第10号)